

琉球大学学術リポジトリ

沖縄放棄請求権（4条2-4項）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-12 キーワード (Ja): 沖縄返還協定第4条2項, 米国土地損害賠償請求委員会, 沖縄返還協定第4条3項, 米工兵隊在沖不動産部, 沖縄返還協定4条3項 キーワード (En): REVERSION TREATY EX GRATIA PAYMENTS 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43705

出
自
西
漢

就
無期限

沖縄の施政権返還と米施政期間中の
米国及び現地当局の作為、不作為の
効力承認について

4月3.23
条 約 局

平和条約第3条に基づき米国の施政下に置か
れた地域のうち、既に施政権の返還を見た奄美、
小笠原の場合は、それぞれ奄美返還協定第4条
2項及び小笠原返還協定第5条2項において、
米国の当該地域施政期間中における合衆国当局
及び現地当局の作為、不作為の効力を承認する
とともに、かかる作為、不作為に関連し、関係
者の民事または刑事責任を問わない旨規定して
いる。同様の規定は、沖縄の施政権返還に関す
る協定にも挿入されることが予想されるところ、
この種の規定の意味に関する見解を取りまとめ
れば、概要下記のとおりである。

記

1. ここにいう作為、不作為とは、施政権者が、
その施政権の行使として、自から、あるいは、
その執行機関を通じて行なつた行政措置（行
政措置を行なわなかつたことを含む。以下同
じ。）をいう。ところで、わが国は、平和条
約第3条に基づき、同条に規定する地域にお
ける立法、司法、行政のすべての権限を米国
に付与したのであるから、米国が同条の授権
に基づく権限の行使として当該地域に適用あ
る法令に照らし適宜に行なつた行政措置につ
いては、元来、施政権返還後、溯つてこれを
無効となし得る立場にはない。

2. いわゆる作為、不作為の効力承認とは、ま
さに、かかる観点から、米国の当該地域施政

期間中に違法に成立していた行政措置の違法性を、施政権の返還に際し、念のため確認するとの趣旨であり、また、かかる行政措置の違法性が承認される以上、その当然の帰結として、その命令者ないし執行者の民刑事責任は問題となり得ない。

3. かかる規定により違法性が確認された行政

措置も、その違法性の根拠たる米施政下の法令は復帰とともに失効するから、復帰後の効果については、本土法によるべきことと言う迄もない。

4. 作為、不作為の効力承認に関する規定は前述の如く元来確認的なものである以上、米施政下においてすら既に瑕疵のあつた行政措置

につき、その瑕疵を改めて治癒するという創設的効果はない。即ち、特定の行政措置につき、当事者より、法令上当然要求される手続が踏まれていなかつたり、法令の適用基準を誤つたり、施政当局が当然をすべき保存、管理上の注意義務を怠つたり、法令に基づき執行者に与えられた裁量権の範囲を越えた措置

がとられたといふことが立証された場合に、
かかる環境があたかも存在しなかつたものと
して取扱い義務を日本政府に課すものではな
い。なお、上記のごとく、一應違法として成
立している行為ではなく、本来の不法行為は
本件の枠外の問題であることはいうまでもな
い。また、環境が立証された結果として生じ
るべき対米請求権の処理がどのようになされ
るべきかは、直接かかる作為、不作為の効力
承認規定からは結論しえず、別個の問題とし
て検討されるべき性質のものである。